

2016年4月 税務ニュース

住民税の寄附金控除について

平成27年の確定申告では「ふるさと納税」をされた方が多くいらっしゃいました。「ふるさと納税」は地方団体（都道府県・市町村）に寄附した金額のうち一定金額を、寄附した人の住民税から控除できる制度で、平成23年の税制改正で制定されました。今回は「ふるさと納税」以外の寄附をした場合における住民税の税額控除についてご紹介します。

所得税における寄附金控除

所得税における寄附金控除には、所得控除と税額控除があります。寄附先によっては、確定申告により控除を受けることができ、納税者に有利な方法を選択することができます。

住民税における寄附金控除（ふるさと納税を除く）

1 すべての地方団体で税額控除される団体

- ・日本赤十字社の都道府県支部
- ・共同募金会の都道府県支部

（例）大阪府大阪市に住所がある方が日本赤十字社大阪府支部に寄附をした場合
大阪府民税と大阪市民税の税額控除を受けることができます。

2 地方団体ごとに指定されている団体

1 以外の団体については、それぞれの地方団体の議会で条例により指定され、毎年指定団体数は増加しています。以下に大阪府と大阪市で指定されている団体の一部をご紹介します。指定団体は各地方団体のウェブサイトを確認できます。

	大学・学校法人	公益・社会福祉法人	NPO 法人
大阪府	大阪大学 京都大学 関西大学 関西学院 近畿大学 立命館 他	大阪 YMCA アトム共同福社会 どんぐり福社会 堺あすなろ福社会 信貴福社会 他	関西フィルハーモニー管弦楽団 消費者支援機構関西 CS 障害者放送統一機構 他
大阪市	大阪市立大学 大阪教育大学 関西医科大学 関西大学 同志社 立命館 大阪経済大学 大阪学院大学 慶應義塾 他	日本 WHO 協会 大阪府育英会 文楽協会 大阪フィルハーモニー協会 西淀川福社会 大阪市内の社会福祉協議会 他	日越関西友好協会 西日本がん研究機構 関西芸術振興会 関西フィルハーモニー管弦楽団 CS 障害者放送統一機構 他

3 控除税額

住民税における寄附金控除は税額控除のみで控除税額は以下のように計算されます。

- ・ 県府民税 (寄附金額 - 2,000 円) × 6 %
 - ・ 市町村民税 (寄附金額 - 2,000 円) × 4 %
- この金額が翌年の住民税額から控除されます。

4 手続方法

所得税及び住民税の寄附金控除を受けるためには確定申告が必要です。確定申告書には寄附をした団体から交付された「寄附金証明書」を添付します。寄附をされた場合は弊事務所にご相談ください。